

令和2年7月16日  
総務省

地方自治法第244条の2第1項に基づき条例により設置又は管理する公の施設の利用許可の家賃支援給付金の審査実務における取扱いについて（ガイドライン）

1. 総務省は行政機関である。
2. 自ら土地又は建物を直接占有し、事業のために使用及び収益するものであって、その土地又は建物の使用及び収益を継続的に行うことを目的として、地方公共団体等（地方公共団体及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき条例により設置又は管理する公の施設について、地方公共団体等が当該条例の規定に基づく利用の許可をしたものは、以下の全ての要件を満たすものであることから、当該許可は令和2年度補正予算に基づき措置された「家賃支援給付金」の給付対象となる土地・建物賃貸借契約に相当するものと考えられる。

なお、地方公共団体の公の施設であって、その設置及び管理に関することが法律又はこれに基づく政令に規定されるものについては、当該法律又は政令を所管する省庁が作成するガイドラインによることとされたい。

  - ① 地方公共団体等は、申請者に対して、当該地方公共団体等が設置又は管理する公の施設に係る土地又は建物について、当該目的に基づいて利用することの許可をしているものであること。
  - ② 申請者は、地方公共団体等に対して、当該地方公共団体等が設置又は管理する公の施設に係る土地又は建物について、当該目的に基づいて利用することの対価として、地方自治法第225条及び第228条第1項に基づき条例で定める使用料又は同法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金を支払う債務を負うものであること。
  - ③ 申請者は、地方公共団体等に対して、当該許可の期間満了時に当該許可に係る土地又は建物を返還する義務を負うものであること。
3. 申請者が当該許可に基づき地方公共団体に納付する使用料又は利用料金のうち、家賃支援給付金給付規程第5条において定める「賃料等」に相当する金額は、以下の金額と考えられる。
  - ・ 地方自治法第225条及び第228条第1項に基づき条例で定める使用料又は同法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金として、同法第244条の2第1項の規定による条例の規定に基づく利用の許可を証する書類（以下「公共施設利用許可書」という。）に記載のある金額のうち月額に相当する金額
4. 申請者は、以下の全ての要件を満たすときは、当該許可は上記2の許可に該当するものと判断し、別紙宣誓書を公共施設利用許可書の写しに添付し、上記3に掲げる金額に基づいて家賃支援給付金の給付を申請することができるものと考えられる。
  - ・ 当該公共施設利用許可書において、地方自治法第244条の2第1項の規定による条例の規定に基づく利用の許可であることが明示されているものであること。
  - ・ 当該公共施設利用許可書において、当該許可に係る地方公共団体の長その他の機関又は指定管理者及び申請者の名称が明示されているものであること。
  - ・ 当該公共施設利用許可書に使用料又は利用料金の支払を証する書面（領収証、通帳の写し等）が添付されているものであること。